

厚生労働省発子0605第4号
令和2年6月5日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、平成30年5月8日厚生労働省発子第0508第1号本職通知の別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

新旧表

新					旧				
別紙 保育所等整備交付金交付要綱					別紙 保育所等整備交付金交付要綱				
1～18 (略)					1～18 (略)				
別表1-1～1-6 (略)					別表1-1～1-6 (略)				
別表1-7 算定基準 (防音壁整備)					別表1-7 算定基準 (防音壁整備)				
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合	1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を <u>3,527,000円</u> (1/2相当) とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)	別表1-9のとおり	防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を <u>3,441,000円</u> (1/2相当) とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)	別表1-9のとおり

別表1-8 ~ 1-9 (略)

別表1-8 ~ 1-9 (略)

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,400	78,600
定員21～30名	74,900	82,400
定員31～40名	87,200	95,800
定員41～70名	99,200	109,200
定員71～100名	128,900	141,900
定員101～130名	155,100	170,700
定員131～160名	179,600	197,600
定員161～190名	204,000	224,400
定員191～220名	226,700	249,400
定員221～250名	251,100	276,400
定員251名以上	279,100	307,100
特殊附帯工事	10,830	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	37	
定員21～30名	28	
定員31～40名	23	
定員41～70名	20	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	16,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,280	2,530

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,600	76,700
定員21～30名	73,100	80,400
定員31～40名	85,000	93,400
定員41～70名	96,700	106,600
定員71～100名	125,800	138,400
定員101～130名	151,300	166,500
定員131～160名	175,200	192,800
定員161～190名	199,000	219,000
定員191～220名	221,100	243,400
定員221～250名	245,000	269,600
定員251名以上	272,300	299,600
特殊附帯工事	10,560	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	15,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,230	2,470

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	94,300	103,800	
定員21～30名	98,800	108,800	
定員31～40名	114,900	126,500	
定員41～70名	131,100	144,200	
定員71～100名	170,300	187,300	
定員101～130名	204,800	225,300	
定員131～160名	237,000	260,800	
定員161～190名	269,400	296,400	
定員191～220名	299,400	329,200	
定員221～250名	331,500	364,800	
定員251名以上	368,500	405,200	
特殊附帯工事	14,200		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	37		
定員21～30名	28		
定員31～40名	23		
定員41～70名	20		
定員71～100名	15		
定員101～130名	13		
定員131～160名	12		
定員161名以上	11		
土地借料加算	21,400		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	2,990	3,330	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	92,000	101,300	
定員21～30名	96,400	106,100	
定員31～40名	112,100	123,400	
定員41～70名	127,900	140,700	
定員71～100名	166,100	182,800	
定員101～130名	199,800	219,800	
定員131～160名	231,300	254,400	
定員161～190名	262,800	289,200	
定員191～220名	292,100	321,200	
定員221～250名	323,400	355,900	
定員251名以上	359,500	395,400	
特殊附帯工事	13,850		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	36		
定員21～30名	27		
定員31～40名	22		
定員41～70名	19		
定員71～100名	15		
定員101～130名	13		
定員131～160名	12		
定員161名以上	11		
土地借料加算	20,800		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	2,920	3,250	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	71,400	78,600	
定員21～30名	74,900	82,400	
定員31～40名	87,200	95,800	
定員41～70名	99,200	109,200	
定員71～100名	128,900	141,900	
定員101～130名	155,100	170,700	
定員131～160名	179,600	197,600	
定員161～190名	204,000	224,400	
定員191～220名	226,700	249,400	
定員221～250名	251,100	276,400	
定員251名以上	279,100	307,100	
特殊附帯工事	10,830		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	37		
定員21～30名	28		
定員31～40名	23		
定員41～70名	20		
定員71～100名	15		
定員101～130名	13		
定員131～160名	12		
定員161名以上	11		
土地借料加算	31,700		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	10,140	11,160	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	69,600	76,700	
定員21～30名	73,100	80,400	
定員31～40名	85,000	93,400	
定員41～70名	96,700	106,600	
定員71～100名	125,800	138,400	
定員101～130名	151,300	166,500	
定員131～160名	175,200	192,800	
定員161～190名	199,000	219,000	
定員191～220名	221,100	243,400	
定員221～250名	245,000	269,600	
定員251名以上	272,300	299,600	
特殊附帯工事	10,560		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	36		
定員21～30名	27		
定員31～40名	22		
定員41～70名	19		
定員71～100名	15		
定員101～130名	13		
定員131～160名	12		
定員161名以上	11		
土地借料加算	31,000		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	9,890	10,880	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費			単位:千円
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	94,300	103,800	
定員21～30名	98,800	108,800	
定員31～40名	114,900	126,500	
定員41～70名	131,100	144,200	
定員71～100名	170,300	187,300	
定員101～130名	204,800	225,300	
定員131～160名	237,000	260,800	
定員161～190名	269,400	296,400	
定員191～220名	299,400	329,200	
定員221～250名	331,500	364,800	
定員251名以上	368,500	405,200	
特殊附帯工事	14,200		
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	37		
定員21～30名	28		
定員31～40名	23		
定員41～70名	20		
定員71～100名	15		
定員101～130名	13		
定員131～160名	12		
定員161名以上	11		
土地借料加算	41,900		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	13,210	14,670	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅電設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費			単位:千円
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	92,000	101,300	
定員21～30名	96,400	106,100	
定員31～40名	112,100	123,400	
定員41～70名	127,900	140,700	
定員71～100名	166,100	182,800	
定員101～130名	199,800	219,800	
定員131～160名	231,300	254,400	
定員161～190名	262,800	289,200	
定員191～220名	292,100	321,200	
定員221～250名	323,400	355,900	
定員251名以上	359,500	395,400	
特殊附帯工事	13,850		
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	36		
定員21～30名	27		
定員31～40名	22		
定員41～70名	19		
定員71～100名	15		
定員101～130名	13		
定員131～160名	12		
定員161名以上	11		
土地借料加算	40,900		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	12,890	14,320	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,429	1,573	1,886	2,076
定員21～30名	1,621	1,783	2,140	2,356
定員31～40名	2,163	2,378	2,856	3,141
定員41～70名	2,721	2,994	3,592	3,951
定員71～100名	3,837	4,222	5,067	5,573
定員101～130名	4,606	5,068	6,080	6,689
定員131～160名	5,758	6,334	7,601	8,362
定員161～190名	6,911	7,602	9,122	10,035
定員191～220名	8,063	8,868	10,641	11,706
定員221～250名	9,214	10,137	12,163	13,379
定員251名以上	10,367	11,403	13,684	15,051

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,546	2,803	3,361	3,697
定員21～30名	3,108	3,420	4,103	4,514
定員31～40名	3,768	4,145	4,974	5,472
定員41～70名	5,234	5,758	6,911	7,601
定員71～100名	7,853	8,638	10,366	11,402
定員101～130名	9,425	10,367	12,439	13,684
定員131～160名	11,781	12,958	15,551	17,107
定員161～190名	12,881	14,169	17,002	18,703
定員191～220名	15,027	16,531	19,837	21,821
定員221～250名	17,174	18,892	22,671	24,937
定員251名以上	19,322	21,254	25,504	28,055

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,394	1,535	1,840	2,025
定員21～30名	1,582	1,740	2,088	2,298
定員31～40名	2,110	2,320	2,786	3,064
定員41～70名	2,655	2,921	3,505	3,854
定員71～100名	3,744	4,119	4,943	5,437
定員101～130名	4,493	4,944	5,932	6,526
定員131～160名	5,617	6,180	7,415	8,158
定員161～190名	6,742	7,416	8,899	9,790
定員191～220名	7,866	8,652	10,382	11,420
定員221～250名	8,989	9,890	11,867	13,053
定員251名以上	10,114	11,125	13,351	14,684

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,484	2,734	3,279	3,607
定員21～30名	3,032	3,336	4,003	4,404
定員31～40名	3,676	4,043	4,853	5,338
定員41～70名	5,106	5,617	6,742	7,415
定員71～100名	7,661	8,428	10,113	11,124
定員101～130名	9,195	10,114	12,136	13,351
定員131～160名	11,493	12,642	15,171	16,689
定員161～190名	12,567	13,823	16,587	18,246
定員191～220名	14,661	16,128	19,353	21,289
定員221～250名	16,755	18,432	22,118	24,328
定員251名以上	18,850	20,735	24,882	27,371

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,500	58,900
定員21～30名	56,100	61,700
定員31～40名	65,100	71,800
定員41～70名	74,500	81,900
定員71～100名	96,700	106,400
定員101～130名	116,300	127,900
定員131～160名	134,700	148,000
定員161～190名	153,000	168,300
定員191～220名	169,900	187,000
定員221～250名	188,300	207,300
定員251名以上	209,400	230,100
特殊附帯工事	8,050	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	27	
定員21～30名	20	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	12,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,720	1,950

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅集積設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400
定員21～30名	54,800	60,200
定員31～40名	63,500	70,100
定員41～70名	72,600	79,900
定員71～100名	94,400	103,800
定員101～130名	113,500	124,800
定員131～160名	131,400	144,400
定員161～190名	149,300	164,100
定員191～220名	165,800	182,500
定員221～250名	183,700	202,200
定員251名以上	204,300	224,500
特殊附帯工事	7,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	11,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,680	1,900

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
		標準	都市部	
定員20名以下		70,700	77,800	
定員21～30名		74,100	81,600	
定員31～40名		86,200	94,700	
定員41～70名		98,200	108,200	
定員71～100名		127,700	140,500	
定員101～130名		153,500	168,900	
定員131～160名		177,700	195,500	
定員161～190名		202,100	222,100	
定員191～220名		224,500	246,900	
定員221～250名		248,500	273,500	
定員251名以上		276,400	303,900	
特殊附帯工事		10,580		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下		27		
定員21～30名		20		
定員31～40名		16		
定員41～70名		14		
定員71～100名		11		
定員101～130名		9		
定員131～160名		9		
定員161名以上		8		
土地借料加算		15,800		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準 2,280	都市部 2,530	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
		標準	都市部	
定員20名以下		69,000	75,900	
定員21～30名		72,300	79,600	
定員31～40名		84,100	92,400	
定員41～70名		95,800	105,500	
定員71～100名		124,500	137,100	
定員101～130名		149,800	164,800	
定員131～160名		173,400	190,700	
定員161～190名		197,100	216,700	
定員191～220名		219,100	240,900	
定員221～250名		242,400	266,800	
定員251名以上		269,600	296,500	
特殊附帯工事		10,320		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下		26		
定員21～30名		19		
定員31～40名		16		
定員41～70名		14		
定員71～100名		11		
定員101～130名		9		
定員131～160名		9		
定員161名以上		8		
土地借料加算		15,500		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準 2,230	都市部 2,470	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	53,500	58,900	
定員21～30名	56,100	61,700	
定員31～40名	65,100	71,800	
定員41～70名	74,500	81,900	
定員71～100名	96,700	106,400	
定員101～130名	116,300	127,900	
定員131～160名	134,700	148,000	
定員161～190名	153,000	168,300	
定員191～220名	169,900	187,000	
定員221～250名	188,300	207,300	
定員251名以上	209,400	230,100	
特殊附帯工事	8,050		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	27		
定員21～30名	20		
定員31～40名	16		
定員41～70名	14		
定員71～100名	11		
定員101～130名	9		
定員131～160名	9		
定員161名以上	8		
土地借料加算	23,800		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	7,590	8,360	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	52,200	57,400	
定員21～30名	54,800	60,200	
定員31～40名	63,500	70,100	
定員41～70名	72,600	79,900	
定員71～100名	94,400	103,800	
定員101～130名	113,500	124,800	
定員131～160名	131,400	144,400	
定員161～190名	149,300	164,100	
定員191～220名	165,800	182,500	
定員221～250名	183,700	202,200	
定員251名以上	204,300	224,500	
特殊附帯工事	7,850		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	26		
定員21～30名	19		
定員31～40名	16		
定員41～70名	14		
定員71～100名	11		
定員101～130名	9		
定員131～160名	9		
定員161名以上	8		
土地借料加算	23,200		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	7,410	8,150	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	70,700	77,800
定員21～30名	74,100	81,600
定員31～40名	86,200	94,700
定員41～70名	98,200	108,200
定員71～100名	127,700	140,500
定員101～130名	153,500	168,900
定員131～160名	177,700	195,500
定員161～190名	202,100	222,100
定員191～220名	224,500	246,900
定員221～250名	248,500	273,500
定員251名以上	276,400	303,900
特殊附帯工事	10,580	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	27	
定員21～30名	20	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	31,300	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 10,140	都市部 10,820

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅集積整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,000	75,900
定員21～30名	72,300	79,600
定員31～40名	84,100	92,400
定員41～70名	95,800	105,500
定員71～100名	124,500	137,100
定員101～130名	149,800	164,800
定員131～160名	173,400	190,700
定員161～190名	197,100	216,700
定員191～220名	219,100	240,900
定員221～250名	242,400	266,800
定員251名以上	269,600	296,500
特殊附帯工事	10,320	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	30,600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 9,890	都市部 10,550

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,072	1,179	1,414	1,556
定員21～30名	1,215	1,338	1,605	1,766
定員31～40名	1,621	1,783	2,140	2,356
定員41～70名	2,040	2,245	2,694	2,964
定員71～100名	2,878	3,165	3,800	4,178
定員101～130名	3,455	3,800	4,559	5,016
定員131～160名	4,318	4,751	5,700	6,272
定員161～190名	5,182	5,701	6,842	7,525
定員191～220名	6,046	6,651	7,980	8,780
定員221～250名	6,911	7,602	9,122	10,035
定員251名以上	7,775	8,552	10,263	11,290

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,909	2,101	2,520	2,773
定員21～30名	2,332	2,564	3,077	3,386
定員31～40名	2,826	3,108	3,730	4,103
定員41～70名	3,925	4,318	5,182	5,700
定員71～100名	5,889	6,478	7,773	8,551
定員101～130名	7,068	7,775	9,329	10,263
定員131～160名	8,835	9,720	11,663	12,829
定員161～190名	9,660	10,627	12,751	14,027
定員191～220名	11,270	12,398	14,878	16,364
定員221～250名	12,881	14,169	17,003	18,703
定員251名以上	14,491	15,940	19,128	21,042

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,046	1,150	1,380	1,518
定員21～30名	1,185	1,305	1,566	1,723
定員31～40名	1,582	1,740	2,088	2,298
定員41～70名	1,990	2,191	2,628	2,892
定員71～100名	2,808	3,088	3,707	4,077
定員101～130名	3,370	3,707	4,448	4,893
定員131～160名	4,213	4,635	5,561	6,119
定員161～190名	5,056	5,562	6,675	7,342
定員191～220名	5,898	6,489	7,786	8,566
定員221～250名	6,742	7,416	8,899	9,790
定員251名以上	7,585	8,344	10,013	11,015

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,458	2,705
定員21～30名	2,275	2,502	3,002	3,303
定員31～40名	2,757	3,032	3,639	4,003
定員41～70名	3,829	4,213	5,056	5,561
定員71～100名	5,745	6,320	7,584	8,343
定員101～130名	6,895	7,585	9,102	10,013
定員131～160名	8,620	9,483	11,379	12,516
定員161～190名	9,424	10,367	12,440	13,684
定員191～220名	10,995	12,095	14,515	15,964
定員221～250名	12,567	13,823	16,588	18,246
定員251名以上	14,137	15,551	18,661	20,529

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	80,300	88,400
定員21～30名	84,200	92,700
定員31～40名	98,000	107,800
定員41～70名	111,700	122,900
定員71～100名	145,100	159,600
定員101～130名	174,400	192,000
定員131～160名	202,100	222,300
定員161～190名	229,600	252,500
定員191～220名	255,200	280,600
定員221～250名	282,600	310,800
定員251名以上	314,100	345,500
特殊附帯工事	12,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	41	
定員21～30名	31	
定員31～40名	27	
定員41～70名	23	
定員71～100名	19	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	18,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,630	2,880

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,300	86,300
定員21～30名	82,200	90,400
定員31～40名	95,600	105,200
定員41～70名	108,900	119,900
定員71～100名	141,600	155,700
定員101～130名	170,100	187,300
定員131～160名	197,100	216,900
定員161～190名	224,000	246,400
定員191～220名	248,900	273,800
定員221～250名	275,700	303,200
定員251名以上	306,400	337,000
特殊附帯工事	11,760	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	40	
定員21～30名	31	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	17,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,570	2,810

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	80,300	88,400
定員21～30名	84,200	92,700
定員31～40名	98,000	107,800
定員41～70名	111,700	122,900
定員71～100名	145,100	159,600
定員101～130名	174,400	192,000
定員131～160名	202,100	222,300
定員161～190名	229,600	252,500
定員191～220名	255,200	280,600
定員221～250名	282,600	310,800
定員251名以上	314,100	345,500
特殊附帯工事	12,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	41	
定員21～30名	31	
定員31～40名	27	
定員41～70名	23	
定員71～100名	19	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	35,800	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 11,400	都市部 12,530

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所等整備交付金の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,300	86,300
定員21～30名	82,200	90,400
定員31～40名	95,600	105,200
定員41～70名	108,900	119,900
定員71～100名	141,600	155,700
定員101～130名	170,100	187,300
定員131～160名	197,100	216,900
定員161～190名	224,000	246,400
定員191～220名	248,900	273,800
定員221～250名	275,700	303,200
定員251名以上	306,400	337,000
特殊附帯工事	11,760	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	40	
定員21～30名	31	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	34,900	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 11,120	都市部 12,230

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,608	1,769
定員21～30名	1,826	2,006
定員31～40名	2,433	2,676
定員41～70名	3,060	3,368
定員71～100名	4,317	4,750
定員101～130名	5,182	5,701
定員131～160名	6,478	7,126
定員161～190名	7,773	8,552
定員191～220名	9,070	9,976
定員221～250名	10,367	11,403
定員251名以上	11,662	12,829

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,865	3,153
定員21～30名	3,498	3,846
定員31～40名	4,240	4,664
定員41～70名	5,889	6,478
定員71～100名	8,835	9,718
定員101～130名	10,601	11,662
定員131～160名	13,254	14,579
定員161～190名	14,491	15,940
定員191～220名	16,906	18,597
定員221～250名	19,322	21,253
定員251名以上	21,736	23,910

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,569	1,726
定員21～30名	1,781	1,957
定員31～40名	2,374	2,610
定員41～70名	2,986	3,286
定員71～100名	4,212	4,634
定員101～130名	5,056	5,562
定員131～160名	6,320	6,952
定員161～190名	7,584	8,344
定員191～220名	8,848	9,733
定員221～250名	10,114	11,125
定員251名以上	11,378	12,516

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,795	3,076
定員21～30名	3,413	3,752
定員31～40名	4,137	4,550
定員41～70名	5,745	6,320
定員71～100名	8,620	9,481
定員101～130名	10,343	11,378
定員131～160名	12,931	14,223
定員161～190名	14,137	15,551
定員191～220名	16,494	18,143
定員221～250名	18,850	20,734
定員251名以上	21,206	23,327

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本體工事費	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	58,900	64,700
定員21～30名	61,700	67,900
定員31～40名	71,800	78,900
定員41～70名	81,900	90,100
定員71～100名	106,400	117,000
定員101～130名	127,900	140,700
定員131～160名	148,000	163,000
定員161～190名	168,300	185,000
定員191～220名	187,100	205,800
定員221～250名	207,200	228,000
定員251名以上	230,300	253,100
特殊附帯工事	8,870	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	30	
定員21～30名	22	
定員31～40名	19	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	13,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,950	2,070

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本體工事費	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	57,400	63,100
定員21～30名	60,200	66,200
定員31～40名	70,100	77,000
定員41～70名	79,900	87,900
定員71～100名	103,800	114,100
定員101～130名	124,800	137,300
定員131～160名	144,400	159,000
定員161～190名	164,100	180,500
定員191～220名	182,600	200,800
定員221～250名	202,100	222,500
定員251名以上	224,600	247,000
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	13,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,900	2,020

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	77,700	85,500	
定員21～30名	81,600	89,700	
定員31～40名	94,800	104,300	
定員41～70名	108,200	119,000	
定員71～100名	140,400	154,600	
定員101～130名	168,800	186,100	
定員131～160名	195,400	215,100	
定員161～190名	222,100	244,500	
定員191～220名	246,900	271,500	
定員221～250名	273,500	300,800	
定員251名以上	303,900	334,200	
特殊附帯工事	11,720		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	30		
定員21～30名	22		
定員31～40名	19		
定員41～70名	15		
定員71～100名	12		
定員101～130名	10		
定員131～160名	10		
定員161名以上	9		
土地借料加算	17,500		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,530	都市部 2,750	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	75,800	83,400	
定員21～30名	79,600	87,500	
定員31～40名	92,500	101,800	
定員41～70名	105,500	116,100	
定員71～100名	137,000	150,800	
定員101～130名	164,700	181,500	
定員131～160名	190,600	209,900	
定員161～190名	216,700	238,500	
定員191～220名	240,900	264,900	
定員221～250名	266,800	293,500	
定員251名以上	296,500	326,100	
特殊附帯工事	11,430		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	29		
定員21～30名	21		
定員31～40名	18		
定員41～70名	15		
定員71～100名	12		
定員101～130名	10		
定員131～160名	10		
定員161名以上	9		
土地借料加算	17,100		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 2,470	都市部 2,680	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	58,900	64,700
定員21～30名	61,700	67,900
定員31～40名	71,800	78,900
定員41～70名	81,900	90,100
定員71～100名	106,400	117,000
定員101～130名	127,900	140,700
定員131～160名	148,000	163,000
定員161～190名	168,300	185,000
定員191～220名	187,100	205,800
定員221～250名	207,200	228,000
定員251名以上	230,300	253,100
特殊附帯工事	8,870	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	30	
定員21～30名	22	
定員31～40名	19	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	26,100	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	8,360	9,180

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 **幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、**
「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注1)で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	57,400	63,100
定員21～30名	60,200	66,200
定員31～40名	70,100	77,000
定員41～70名	79,900	87,900
定員71～100名	103,800	114,100
定員101～130名	124,800	137,300
定員131～160名	144,400	159,000
定員161～190名	164,100	180,500
定員191～220名	182,600	200,800
定員221～250名	202,100	222,500
定員251名以上	224,600	247,000
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	25,500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	8,150	8,960

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	77,700	85,500
定員21～30名	81,600	89,700
定員31～40名	94,800	104,300
定員41～70名	108,200	119,000
定員71～100名	140,400	154,600
定員101～130名	168,800	186,100
定員131～160名	195,400	215,100
定員161～190名	222,100	244,500
定員191～220名	246,900	271,500
定員221～250名	273,500	300,800
定員251名以上	303,900	334,200
特殊附帯工事	11,720	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	30	
定員21～30名	22	
定員31～40名	19	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	34,400	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,820	12,250

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※9 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,400
定員21～30名	79,600	87,500
定員31～40名	92,500	101,800
定員41～70名	105,500	116,100
定員71～100名	137,000	150,800
定員101～130名	164,700	181,500
定員131～160名	190,600	209,900
定員161～190名	216,700	238,500
定員191～220名	240,900	264,900
定員221～250名	266,800	293,500
定員251名以上	296,500	326,100
特殊附帯工事	11,430	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	33,600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,550	11,950

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,179	1,299	1,555	1,713
定員21～30名	1,338	1,472	1,766	1,943
定員31～40名	1,783	1,962	2,356	2,591
定員41～70名	2,244	2,469	2,964	3,260
定員71～100名	3,165	3,484	4,178	4,597
定員101～130名	3,800	4,181	5,016	5,518
定員131～160名	4,751	5,226	6,272	6,898
定員161～190名	5,700	6,272	7,525	8,278
定員191～220名	6,651	7,317	8,780	9,658
定員221～250名	7,602	8,364	10,035	11,039
定員251名以上	8,551	9,408	11,289	12,418

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,100	2,311	2,773	3,050
定員21～30名	2,564	2,822	3,387	3,724
定員31～40名	3,108	3,420	4,103	4,514
定員41～70名	4,318	4,751	5,700	6,272
定員71～100名	6,478	7,126	8,551	9,407
定員101～130名	7,775	8,551	10,263	11,289
定員131～160名	9,720	10,690	12,829	14,111
定員161～190名	10,627	11,689	14,026	15,431
定員191～220名	12,398	13,638	16,365	18,001
定員221～250名	14,169	15,586	18,703	20,573
定員251名以上	15,940	17,535	21,042	23,146

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,150	1,267	1,517	1,671
定員21～30名	1,305	1,436	1,723	1,896
定員31～40名	1,740	1,914	2,298	2,528
定員41～70名	2,190	2,409	2,892	3,180
定員71～100名	3,088	3,399	4,077	4,485
定員101～130名	3,707	4,079	4,893	5,384
定員131～160名	4,635	5,098	6,119	6,730
定員161～190名	5,561	6,119	7,342	8,076
定員191～220名	6,489	7,138	8,566	9,422
定員221～250名	7,416	8,160	9,790	10,770
定員251名以上	8,343	9,178	11,014	12,115

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,049	2,255	2,705	2,975
定員21～30名	2,502	2,753	3,304	3,633
定員31～40名	3,032	3,336	4,003	4,404
定員41～70名	4,213	4,635	5,561	6,119
定員71～100名	6,320	6,952	8,343	9,177
定員101～130名	7,585	8,343	10,013	11,014
定員131～160名	9,483	10,429	12,516	13,767
定員161～190名	10,367	11,403	13,683	15,055
定員191～220名	12,095	13,305	15,965	17,562
定員221～250名	13,823	15,206	18,246	20,072
定員251名以上	15,551	17,107	20,529	22,581

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	37,400
定員21～30名	39,200
定員31～40名	45,600
定員41～70名	52,100
定員71～100名	67,600
定員101～130名	81,500
定員131～160名	94,200
定員161～190名	107,100
定員191～220名	119,000
定員221～250名	131,700
定員251名以上	146,400

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	49,200
定員21～30名	51,800
定員31～40名	60,400
定員41～70名	68,600
定員71～100名	89,200
定員101～130名	107,500
定員131～160名	124,400
定員161～190名	141,300
定員191～220名	157,000
定員221～250名	173,900
定員251名以上	193,300

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	36,500
定員21～30名	38,200
定員31～40名	44,500
定員41～70名	50,800
定員71～100名	65,900
定員101～130名	79,500
定員131～160名	91,900
定員161～190名	104,500
定員191～220名	116,100
定員221～250名	128,500
定員251名以上	142,800

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	48,000
定員21～30名	50,500
定員31～40名	58,900
定員41～70名	67,000
定員71～100名	87,000
定員101～130名	104,900
定員131～160名	121,300
定員161～190名	137,900
定員191～220名	153,200
定員221～250名	169,600
定員251名以上	188,600

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	749	989
定員21～30名	851	1,122
定員31～40名	1,135	1,498
定員41～70名	1,428	1,884
定員71～100名	2,013	2,660
定員101～130名	2,416	3,192
定員131～160名	3,022	3,990
定員161～190名	3,627	4,788
定員191～220名	4,233	5,588
定員221～250名	4,837	6,385
定員251名以上	5,443	7,182

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,337	1,765
定員21～30名	1,632	2,153
定員31～40名	1,978	2,610
定員41～70名	2,747	3,627
定員71～100名	4,123	5,443
定員101～130名	4,947	6,530
定員131～160名	6,184	8,164
定員161～190名	6,760	8,924
定員191～220名	7,889	10,413
定員221～250名	9,016	11,901
定員251名以上	10,143	13,389

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	731	965
定員21～30名	830	1,095
定員31～40名	1,107	1,462
定員41～70名	1,393	1,838
定員71～100名	1,964	2,595
定員101～130名	2,357	3,114
定員131～160名	2,948	3,893
定員161～190名	3,539	4,671
定員191～220名	4,129	5,452
定員221～250名	4,719	6,229
定員251名以上	5,310	7,007

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,304	1,722
定員21～30名	1,592	2,101
定員31～40名	1,930	2,546
定員41～70名	2,680	3,539
定員71～100名	4,023	5,310
定員101～130名	4,826	6,371
定員131～160名	6,033	7,964
定員161～190名	6,595	8,707
定員191～220名	7,697	10,159
定員221～250名	8,796	11,610
定員251名以上	9,896	13,062

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [9の表の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	56,100
定員21～30名	58,900
定員31～40名	68,400
定員41～70名	78,200
定員71～100名	101,400
定員101～130名	121,900
定員131～160名	141,400
定員161～190名	160,700
定員191～220名	178,500
定員221～250名	197,800
定員251名以上	219,700

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。
 ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
 ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
 ※4 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,124
定員21～30名	1,277
定員31～40名	1,703
定員41～70名	2,143
定員71～100名	3,022
定員101～130名	3,627
定員131～160名	4,535
定員161～190名	5,443
定員191～220名	6,349
定員221～250名	7,256
定員251名以上	8,164

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
 ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
 ※3 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	2,005
定員21～30名	2,448
定員31～40名	2,967
定員41～70名	4,122
定員71～100名	6,185
定員101～130名	7,421
定員131～160名	9,276
定員161～190名	10,142
定員191～220名	11,834
定員221～250名	13,524
定員251名以上	15,215

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
 ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
 ※3 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-6 [9の表の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	54,800
定員21～30名	57,400
定員31～40名	66,700
定員41～70名	76,300
定員71～100名	98,900
定員101～130名	119,000
定員131～160名	138,000
定員161～190名	156,800
定員191～220名	174,200
定員221～250名	193,000
定員251名以上	214,300

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。
 ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
 ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
 ※4 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,097
定員21～30名	1,245
定員31～40名	1,661
定員41～70名	2,090
定員71～100名	2,948
定員101～130名	3,539
定員131～160名	4,424
定員161～190名	5,310
定員191～220名	6,194
定員221～250名	7,079
定員251名以上	7,964

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
 ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
 ※3 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,956
定員21～30名	2,388
定員31～40名	2,895
定員41～70名	4,022
定員71～100名	6,034
定員101～130名	7,240
定員131～160名	9,050
定員161～190名	9,895
定員191～220名	11,545
定員221～250名	13,194
定員251名以上	14,844

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
 ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
 ※3 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	単位:千円
定員20名以下	41,200	
定員21～30名	43,100	
定員31～40名	50,200	
定員41～70名	57,300	
定員71～100名	74,400	
定員101～130名	89,400	
定員131～160名	103,700	
定員161～190名	117,800	
定員191～220名	130,800	
定員221～250名	145,000	
定員251名以上	161,200	

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	単位:千円
定員20名以下	54,200	
定員21～30名	57,000	
定員31～40名	66,400	
定員41～70名	75,500	
定員71～100名	98,200	
定員101～130名	118,100	
定員131～160名	136,800	
定員161～190名	155,400	
定員191～220名	172,800	
定員221～250名	191,400	
定員251名以上	212,800	

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	単位:千円
定員20名以下	40,200	
定員21～30名	42,000	
定員31～40名	49,000	
定員41～70名	55,900	
定員71～100名	72,500	
定員101～130名	87,200	
定員131～160名	101,200	
定員161～190名	114,900	
定員191～220名	127,600	
定員221～250名	141,500	
定員251名以上	157,200	

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費	基準額(1施設当たり)	単位:千円
定員20名以下	52,900	
定員21～30名	55,600	
定員31～40名	64,800	
定員41～70名	73,700	
定員71～100名	95,800	
定員101～130名	115,200	
定員131～160名	133,400	
定員161～190名	151,600	
定員191～220名	168,600	
定員221～250名	186,700	
定員251名以上	207,600	

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	824	1,089
定員21～30名	936	1,236
定員31～40名	1,248	1,648
定員41～70名	1,571	2,074
定員71～100名	2,215	2,926
定員101～130名	2,660	3,510
定員131～160名	3,323	4,389
定員161～190名	3,990	5,267
定員191～220名	4,655	6,146
定員221～250名	5,322	7,023
定員251名以上	5,986	7,902

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,471	1,941
定員21～30名	1,795	2,369
定員31～40名	2,175	2,871
定員41～70名	3,022	3,990
定員71～100名	4,535	5,986
定員101～130名	5,443	7,182
定員131～160名	6,803	8,979
定員161～190名	7,438	9,816
定員191～220名	8,678	11,455
定員221～250名	9,917	13,091
定員251名以上	11,158	14,727

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	804	1,062
定員21～30名	914	1,206
定員31～40名	1,218	1,607
定員41～70名	1,533	2,023
定員71～100名	2,161	2,854
定員101～130名	2,595	3,424
定員131～160名	3,242	4,282
定員161～190名	3,893	5,138
定員191～220名	4,542	5,996
定員221～250名	5,192	6,852
定員251名以上	5,840	7,709

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,435	1,894
定員21～30名	1,751	2,312
定員31～40名	2,122	2,801
定員41～70名	2,948	3,893
定員71～100名	4,424	5,840
定員101～130名	5,310	7,007
定員131～160名	6,637	8,760
定員161～190名	7,256	9,576
定員191～220名	8,466	11,176
定員221～250名	9,675	12,771
定員251名以上	10,885	14,368

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71.400	78.600
特殊附帯工事	10.830	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	37	
土地借料加算	16.100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2.280	2.530

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	94.300	103.800
特殊附帯工事	14.200	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	37	
土地借料加算	21.400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2.990	3.330

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69.600	76.700
特殊附帯工事	10.560	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	36	
土地借料加算	15.700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2.230	2.470

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	92.000	101.300
特殊附帯工事	13.850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	36	
土地借料加算	20.800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2.920	3.250

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,400	78,600
特殊附帯工事	10,830	
設計料加算	本工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	37	
定期借地権設定のための一時金加算	31,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,140	11,160

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融資設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	94,300	103,800
特殊附帯工事	14,200	
設計料加算	本工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	37	
定期借地権設定のための一時金加算	41,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	13,210	14,670

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融資設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,600	76,700
特殊附帯工事	10,560	
設計料加算	本工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	36	
定期借地権設定のための一時金加算	31,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	10,880

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	92,000	101,300
特殊附帯工事	13,850	
設計料加算	本工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	36	
定期借地権設定のための一時金加算	40,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,890	14,320

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,429	1,573	1,886	2,076

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,546	2,803	3,361	3,697

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,394	1,535	1,840	2,025

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,484	2,734	3,279	3,607

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	標準	都市部	
定員20名以下	53,500	58,900	
特殊附帯工事	8,050		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	27		
土地借料加算	12,000		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	1,720	1,950	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	標準	都市部	
定員20名以下	70,700	77,800	
特殊附帯工事	10,580		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	27		
土地借料加算	15,800		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	2,280	2,530	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	標準	都市部	
定員20名以下	52,200	57,400	
特殊附帯工事	7,850		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	26		
土地借料加算	11,700		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	1,680	1,900	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	標準	都市部	
定員20名以下	69,000	75,900	
特殊附帯工事	10,320		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	26		
土地借料加算	15,500		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	2,230	2,470	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,500	58,900
特殊附帯工事	8,050	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	27	
定期借地権設定のための一時金加算	23,800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,590	8,360

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融資設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	70,700	77,800
特殊附帯工事	10,580	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	27	
定期借地権設定のための一時金加算	31,300	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,140	10,820

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融資設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400
特殊附帯工事	7,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	26	
定期借地権設定のための一時金加算	23,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,410	8,150

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,000	75,900
特殊附帯工事	10,320	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	26	
定期借地権設定のための一時金加算	30,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	10,550

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,072	1,179	1,414	1,556

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,909	2,101	2,520	2,773

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,046	1,150	1,380	1,518

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,458	2,705

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本体工事費	単位:千円	
定員20名以下	80,300	88,400
特殊附帯工事	12,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	41	
土地借料加算	18,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,630	2,880

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本体工事費	単位:千円	
定員20名以下	78,300	86,300
特殊附帯工事	11,760	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	40	
土地借料加算	17,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,570	2,810

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		80,300	88,400
特殊附帯工事		12,060	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
		41	
土地借料加算		35,800	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		11,400	12,530

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		78,300	86,300
特殊附帯工事		11,760	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
		40	
土地借料加算		34,900	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		11,120	12,230

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,608	1,769

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,865	3,153

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,569	1,726

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,795	3,076

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	58,900	64,700
特殊附帯工事	8,870	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	30	
土地借料加算	13,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,950	2,070

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	77,700	85,500
特殊附帯工事	11,720	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	30	
土地借料加算	17,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,530	2,750

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	57,400	63,100
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	13,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,900	2,020

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,400
特殊附帯工事	11,430	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	17,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,470	2,680

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消滅雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	58,900	64,700
特殊附帯工事	8,870	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	30	
定期借地権設定のための一時金加算	26,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	8,360	9,180

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消滅型施設整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	77,700	85,500
特殊附帯工事	11,720	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	30	
定期借地権設定のための一時金加算	34,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,820	12,250

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消滅型施設整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所等整備交付金の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額、認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園整備事業(文部科学省関係)の特殊附帯工事の基準額に国庫負担割合を乗じた額)

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	57,400	63,100
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
定期借地権設定のための一時金加算	25,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	8,150	8,960

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	75,800	83,400
特殊附帯工事	11,430	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
定期借地権設定のための一時金加算	33,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,550	11,950

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,179	1,299	1,555	1,713

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,100	2,311	2,773	3,050

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,150	1,267	1,517	1,671

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,049	2,255	2,705	2,975

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別紙2
(様式1-4)

事業実績報告書

1. 実施施設の概要

- (1) 市町村名
- (2) 施設の名称及び所在地 (交付申請時から施設の名称に変更がある場合は交付申請時の名称も併記すること。)
- (3) 施設種別
(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)
- (4) 設置主体及び経営主体 (交付申請時から変更がある場合は交付申請時の主体名も併記すること。)
- (5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計(人)

2. 施設整備に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
- ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)
- (ア) 敷地面積
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分
(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備(門、フェンス等の外構の設置、修繕等)、防犯対策の強化に係る整備(非常通報装置等の設置)の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡
- (オ) 建物の構造 (_____造)
- イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)
- (ア) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡
- (イ) 建物の構造 (_____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分((元号) 年度: 国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取り壊し)年月日
- ウ 仮設施設工事
- (ア) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡
- (イ) 建物の構造 (_____造)

別紙2
(様式1-4)

事業実績報告書

1. 実施施設の概要

- (1) 市町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設種別
(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計(人)

2. 施設整備に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
- ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)
- (カ) 敷地面積
- (キ) 敷地の所有関係(自己所有、借地、買収(予定)地の別)
- (ク) 施設整備の区分
(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備(門、フェンス等の外構の設置、修繕等)、防犯対策の強化に係る整備(非常通報装置等の設置)の別)
- (ケ) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡
- (コ) 建物の構造 (_____造)
- イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)
- (イ) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡
- (イ) 建物の構造 (_____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分((元号) 年度: 国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取り壊し)年月日
- ウ 仮設施設工事
- (ア) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡
- (イ) 建物の構造 (_____造)

(2) 支出済事業費総額

	総事業費	対象経費の 実支出額
	単位 (円)	単位 (円)
<u>ア 本体工事費 (イ～ケの合計)</u>		
イ 工事費		
ウ 特殊付帯工事費		
エ 外構工事費		
オ 工事事務費		
カ 実施設計費等		
キ 開設準備にかかる経費等		
ク 土地賃借料		
ケ 定期借地権設定のための一時金		
コ 解体撤去工事費		
サ 仮施設整備工事費		
合計 (ア、コ、サの合計)		

(注1) 当年度における支出済事業費及び対象経費の実支出額を記入すること。

(注2) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し (仮施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書 (別紙2様式1-5)

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計 (本体工事費)	円
エ 特殊付帯工事費	円
オ 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (解体撤去工事費)	円
(仮施設整備工事費)	円
カ その他の工事費	円
キ 合計	円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ウ) 着工年月日
 - (エ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ウ) 工事期間
 - (エ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し (仮施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書 (別紙2様式1-5)

キ その他必要な書類

別紙2
(様式1-5) 略

別紙3~7 略

キ その他必要な書類

別紙2
(様式1-5) 略

別紙3~7 略